

## 東久留米市訓令乙第92号

令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月25日

東久留米市長 富田竜馬

### 令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金交付要 (目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）禍（以下「コロナ禍」という。）におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等への対応のため、東久留米市内（以下「市内」という。）に事業所のある介護サービス等事業者（以下「事業者」という。）の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図るため、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

#### (交付対象者)

第2 この要綱における支援金の交付対象者は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により、現在実施する事業が影響を受け、かつ、今後も継続の意思がある事業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のア及びイのいずれかに該当すること。

ア 令和4年8月1日時点で、東京都又は東久留米市（以下「市」という。）による別表第1アに掲げる介護サービス等の指定又は許可を受けているもの  
イ 令和4年8月1日時点で、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホームとして都道府県知事に届出を行っているもの又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事の登録を受けており、別表第1イに掲げるもの

(2) 令和4年4月から同年7月までの間に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する市の住民基本台帳に登録されている者に対し前号のサービス等を提供した実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 東久留米市暴力団排除条例（平成24年東久留米市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）並びに法人その他の団

体の代表者、役員、使用人、従業員及び構成員等が暴力団員等に該当する者

(2) 市長が別途定める東久留米市が行うコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の対策のための補助事業（令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金交付要綱（令和4年東久留米市訓令乙第91号）の規定による補助事業（以下「障害福祉サービス等事業者支援金」という。）を除く。）を申請した者

(3) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(交付額)

第3 支援金は、別表第2に定める交付額を、交付決定をする年度の予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があった場合において、当該申請が適切であると認めるときは、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、交付しないと決定したときは、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金不交付決定通知書（様式第2号の2）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6 市長は、第5の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、交付事業者に対し、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(支援金の返還)

第7 市長は、第6の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に交付事業者に支援金が交付されているときは、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金返還決定通知書（様式第4号）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 交付事業者は、前項の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、指定された期日までに取り消された支援金を返還しなければならない。

(報告及び調査等)

第8 市長は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付事業者に対し、報告、調査その他必要な措置（以下「報告及び調査等」という。）を求めることができる。

- 2 交付事業者は、報告及び調査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。  
(委任)

第9 この要綱及び東久留米市補助金交付規則（昭和47年東久留米市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この訓令は、令和4年7月25日から施行する。
- 2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行った支援金の交付決定に対する第6から第8までの規定の適用については、その時以後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2関係）

介護サービス種別・高齢者向け居住施設	
ア	訪問介護 訪問看護（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く） 訪問リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 通所介護 地域密着型通所介護 通所リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く） 認知症対応型通所介護（介護予防を含む） 短期入所生活介護（介護予防を含む） 短期入所療養介護（介護予防を含む） 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む） 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む） 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 東久留米市介護予防・生活支援サービス（訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護を併設して実施する場合を除く） 居宅介護支援（介護予防支援を含む） 福祉用具販売（特定福祉用具貸与を含む）
イ	住宅型有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅

別表第2（第3関係）

交付額	1 介護サービス種別・高齢者 向け居住施設当たり	1 事業者（運営法人）当たり上限額
	100,000 円	300,000 円

備考 本要綱に基づく支援金と障害福祉サービス等事業者支援金を併せて申請する場合の上  
限額は、合計で 300,000 円とする。